

令和6年第3回定例会

新郷村議会会議録

令和6年 8月29日 開会

令和6年 9月 5日 閉会

新郷村議会

令和6年第3回新郷村議会定例会会議録目次

諸般の報告（令和6年第3回議会定例会閉会（6月3日）後）	1
会期日程	2

第 1 号（8月29日）

議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定による者の職氏名	4
職務のため出席した者の氏名	4
開会の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
報告第3号、諮問第2号、議案第46号から議案第64号までの上程、説明	6
報告について	12
諮問について	12
議案第46号の採決	13
決算特別委員会の設置について	13
散会の宣告	14

第 2 号（9月3日）

議事日程	15
本日の会議に付した事件	15
出席議員	15
欠席議員	15
地方自治法第121条の規定による者の職氏名	15
職務のため出席した者の氏名	16
開議の宣告	17

一般質問	17
才 神 幸 男 君	17
稲 葉 嘉 浩 君	19
佐 藤 和 友 君	27
散会の宣告	30

第 3 号 (9月5日)

議事日程	31
本日の会議に付した事件	31
出席議員	31
欠席議員	32
地方自治法第121条の規定による者の職氏名	32
職務のため出席した者の氏名	32
開議の宣告	33
議案第47号から議案第54号までの委員長報告、質疑、討論、採決	33
議案第55号の質疑、討論、採決	34
議案第56号の質疑、討論、採決	34
議案第57号の質疑、討論、採決	35
議案第58号の質疑、討論、採決	36
議案第59号の質疑、討論、採決	37
議案第60号の質疑、討論、採決	38
議案第61号の質疑、討論、採決	38
議案第62号の質疑、討論、採決	39
議案第63号の質疑、討論、採決	40
議案第64号の質疑、討論、採決	40
選挙管理委員及び同補充員の選挙	41
委員会の閉会中の継続調査について	43
村長挨拶	43
閉会の宣告	44
署名議員	47

諸般の報告（令和6年第3回議会定例会（令和6年6月3日）後）

令和6年8月29日（木）

◎ 議決結果の報告

- 6月10日、令和6年第2回議会定例会の議決を経た議案を、地方自治法第16条第1項、第123条第4項及び第219条第1項の規定により村長に送付。

◎ 監査の報告受理

- 6月25日、7月18日及び8月21日、監査委員から例月出納検査の報告を受理。
- 8月19日、監査委員から財政健全化審査意見書及び経営健全化審査意見書を受理。

◎ 系統議長会関係

- 6月25日、青森県町村議会議長会臨時総会出席。
- 8月6日～9日、三戸郡町村議会議長会県外視察研修出席。

◎ 議員派遣の報告

- 7月17日、県下町村議会議員研修会に出席した議員から次のとおり報告を受理。

日 時 令和6年7月17日

場 所 青森市

目 的 青森県町村議会議長会主催による研修会

派遣議員 横道一男、細川真理子、福山恵一郎、滝沢 仁、村岡和俊、才神幸男、稲葉
嘉浩

- 7月30日、三戸郡町村議会議員研修会に出席した議員から次のとおり報告を受理。

日 時 令和6年7月30日

場 所 階上町

目 的 三戸郡町村議会議長会主催による研修会

派遣議員 横道一男、滝沢 仁、福山恵一郎、才神幸男、稲葉嘉浩、佐藤泰司、佐藤和
友

- 8月20日、新人議員研修会に出席した議員から次のとおり報告を受理。

日 時 令和6年8月20日

場 所 青森市

目 的 青森県町村議会議長会主催による研修会

派遣議員 佐藤泰司、佐藤和友

会 期 日 程

令和6年第3回新郷村議会定例会会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容	開議時間
8月29日	木	本会議	議案一括上程、提案理由説明 決算特別委員会（委員長、副委員長の互選）	午前10時 本会議後
8月30日	金	休 会	議案熟考	
8月31日	土	休 会	議案熟考	
9月 1日	日	休 会	議案熟考	
9月 2日	月	委員会	各委員会	午前 9時
9月 3日	火	本会議	一般質問	午前10時
9月 4日	水	委員会	決算特別委員会（一般会計・特別会計）	午前10時
9月 5日	木	本会議	委員長報告・議案審議	午前10時

第 1 日 (8月29日)

令和6年第3回新郷村議会定例会

令和6年8月29日（木曜日）午前10時01分開会

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 報告第3号、諮問第2号、議案第46号から議案第64号まで（村長提出・提案理由説明）
 - 日程第 4 報告第 3号 令和5年度財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
 - 日程第 5 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
 - 日程第 6 議案第46号 新郷村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 日程第 7 決算特別委員会の設置について
-

本日の会議に付した事件

- 報告第 3号 令和5年度財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第46号 新郷村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第47号 令和5年度新郷村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第48号 令和5年度新郷村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第49号 令和5年度新郷村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第50号 令和5年度新郷村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第51号 令和5年度新郷村国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第52号 令和5年度新郷村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第53号 令和5年度新郷村特定環境保全公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第54号 令和5年度新郷村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第55号 新郷村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案について
- 議案第56号 新郷村国民健康保険条例の一部を改正する条例案について
- 議案第57号 青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議案第58号 令和6年度新郷村一般会計補正予算（第2号）案について

議案第59号 令和6年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案について

議案第60号 令和6年度新郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案について

議案第61号 令和6年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第1号）案について

議案第62号 令和6年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）案について

議案第63号 令和6年度新郷村簡易水道事業会計補正予算（第1号）案について

議案第64号 令和6年度新郷村下水道事業会計補正予算（第1号）案について

出席議員（8名）

1番	佐藤和友君	2番	佐藤泰司君
3番	稲葉嘉浩君	4番	才神幸男君
5番	横道一男君	6番	村岡和俊君
7番	滝沢仁君	8番	福山恵一郎君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による者の職氏名

村長	櫻井雅洋君	副村長	横田堅悦君
教育長	岡田稔君	総務課長	横道敏克君
会計管理者	中鶴間淳子君	企画商工 観光課長	桜井真紀子君
農林課長 兼農業委員会 事務局長	福山鋼蔵君	建設課長	横沢幸治君
税務課長	平葭美幸君	住民課長	本間由美子君
診療所事務長	工藤勝志君	教育委員会 総務課長	高見憲一君

職務のため出席した者の氏名

議事 事務局 会長	福山徹君	主査	福山拓史君
-----------------	------	----	-------

◎開会の宣告

○議長（横道一男君） 定足数に達していますので、令和6年第3回新郷村議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

これから諸般の報告をいたします。

報告事項については、お手元に配付した資料のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

(午前10時01分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（横道一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、滝沢仁君、佐藤和友君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（横道一男君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の日程等については、議会運営委員会の審議の結果、お手元に配付のとおりですが、この際、議会運営委員長から報告を求めます。

委員長、稲葉嘉浩君。

○議会運営委員長（稲葉嘉浩君） ご報告いたします。

議会運営委員会において審議した結果は、お手元に配付してあります会期日程表のとおりであります。本日から9月5日までの8日間といたします。

以上、報告を終わります。

○議長（横道一男君） ただいまの委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は委員長報告のとおり本日から9月5日までの8日間と決定い

たしました。

◎報告第3号、諮問第2号、議案第46号から議案第64号までの上程、説明

○議長（横道一男君） 日程第3、報告第3号、諮問第2号、議案第46号から議案第64号までの報告1件、諮問1件、議案19件を一括上程いたします。

村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（櫻井雅洋君） おはようございます。

令和6年第3回新郷村議会定例会提案のご説明を申し上げます。

本日ここに、令和6年第3回新郷村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙の折、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げるとともに、本定例会に提案しております議案の概要についてご説明を申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず初めに、私ごとではありますが、このたび体調不良により皆様方に大変ご迷惑をおかけしましたこと、おわび申し上げます。これからは体調管理をしながら村政運営に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

さて、今年も全国的に活発な梅雨前線や線状降水帯による豪雨災害が発生し、被害が出ております。7月には、秋田県、山形県、8月の台風5号では三八地域に大雨警報が出され、土砂災害、河川の氾濫等の避難指示を各市町で発令し、対応されております。当村では、11日の24時間雨量は49ミリで、河川の水量も警戒域に達することなく、また土砂災害の報告もなく、被害は発生しておりません。

しかし、勢力の強い台風10号も全国に被害を及ぼし、連日警戒報道がされております。今後の進路の状況によっては、本村においても対策を講じなければならなくなるかもしれません。情報を周知しているところであります。

一方、地震災害は、能登半島地震、南海トラフ地震など、震度5以上が全国で22回を記録しております。このように自然災害の発生が予測つかない状況下で、危機感を持って、村民の安全・安心を守るための対策を心がけていかなければならないと思っております。

世界情勢は、なかなか改善方向に向かうことなく、低迷しております。円安による物価や資材、飼料、燃油等の高騰が村民の暮らしに支障を来しております。また、農家経営を圧迫し、苦慮しております。一自治体としての支援や対策には限りがあり、農家や住民の声を国・県に

届け、対策を講じるよう議員皆様方と共に要望活動をしていかなければならないと思っております。

コロナ禍が規制緩和されたことによって、地域経済の活力も戻りつつあるように感じております。昨年復活した村民運動会も、先日開催し、村民が一堂に会し、久々の再開を楽しみ、親睦や交流を深め、盛会裏のうちに終えることができました。また、五戸町商工会青年部による綱相撲大会も、参加チームが少なかったが、大いに盛り上がりました。三嶽神社大祭も、5年ぶりに行列運行がなされ、沿道の住民が楽しまれておりました。これも村民皆様のご理解とご協力のたまものと感謝申し上げますとともに、ついでには村民体育大会へもご協力のほどよろしく願います。

今年も猛暑による熱中症警報が数日続くなど、異常気象の現実を体感しております。猛暑による農産物への影響は、野菜にも影響をもたらしているように思いますが、水稻の生育は1週間から10日も早いと思っております。今後の台風シーズンを控え、情報を早めに、秋の収穫に向けて、関係者と連携し、良質米、高品質農産物生産のために、農家指導を図ってまいりたいと思っております。

コロナウイルス感染症は報告されております。秋のワクチン接種実施に向けて検討しているところです。いま一度、村民の皆様には、再度基本的な対策を講じていただきたいと思っております。

これから6年度の事業、敬老会やふるさとまつりは、通常どおり開催することで準備を進めているところです。

村の活性化、元気な村、豊かな村づくりに議員皆様方のなお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、提案いたしました報告1件、諮問1件、議案19件についてご説明申し上げます。

報告第3号 令和5年度財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により報告するものであります。

報告については、お手元の資料により報告とさせていただきます。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、現委員の任期が令和6年12月31日をもって満了するので、後任の委員候補者の推薦について意見を求めるため提案するものであります。

議案第46号 新郷村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、現委員の

任期が令和6年9月25日をもって満了するので、後任の委員の任命について同意を得るため提案するものであります。

議案第47号 令和5年度新郷村一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。この決算状況は、歳入においては、予算現額で28億3,261万1千円であり、調定額で28億3,294万6,547円、収入済額で28億577万7,195円となっており、収入未済額は2,691万2,352円であり、その内訳は、村税667万1,070円、分担金及び負担金345万7,191円、使用料及び手数料159万500円、財産収入476万6,811円、諸収入1,042万6,780円となっております。

歳出においては、予算現額で28億3,261万1千円であり、支出済額で25億9,988万2,763円となっております。

その結果、歳入歳出差引残額で2億589万4,432円となり、そのうち基金へ1億4,092万6,432円、残額の6,496万8千円を翌年度へ繰り越しております。

議案第48号 令和5年度新郷村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入においては、予算現額で3億6,618万6千円、調定額で3億4,623万3,991円、収入済額で3億3,829万7,199円となっており、収入未済額は国民健康保険税で793万6,792円となっております。

歳出においては、予算現額で3億6,618万6千円、支出済額で3億3,558万6,255円となっております。

その結果、歳入歳出差引残額で271万944円となり、そのうち基金へ186万1,997円、残額の84万8,947円を翌年度へ繰り越しております。

議案第49号 令和5年度新郷村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入においては、予算現額で9,193万5千円、調定額で9,344万8,127円、収入済額で9,310万4,227円となっており、収入未済額は後期高齢者医療保険料34万3,900円となっております。

歳出においては、予算現額で9,193万5千円、支出済額で9,145万8,827円となっております。

その結果、歳入歳出差引残額で164万5,400円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

議案第50号 令和5年度新郷村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入においては、予算現額で4億9,685万9千円であり、調定額で4億9,537万

7, 677円、収入済額で4億9, 443万9, 777円となっており、収入未済額は介護保険料93万7, 900円となっております。

歳出においては、予算現額で4億9, 685万9千円、支出済額で4億5, 522万9, 287円となっております。

その結果、歳入歳出差引残額で3, 921万490円となり、そのうち基金へ1, 197万5, 143円、残額の2, 723万5, 347円を翌年度へ繰り越しております。

議案第51号 令和5年度新郷村国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、歳入においては、予算現額で9, 510万6千円であり、調定額は8, 913万1, 436円で、全額収入済額となっております。

歳出においては、予算現額で9, 510万6千円、支出済額で8, 913万1, 436円となっております。

その結果、歳入歳出同額となっております。

議案第52号 令和5年度新郷村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、歳入においては、予算現額で5, 946万5千円であり、調定額で5, 856万1, 363円、収入済額で5, 743万9, 030円となっており、収入未済額は使用料112万2, 333円となっております。

歳出においては、予算現額で5, 946万5千円、支出済額で5, 713万2, 557円となっております。

その結果、歳入歳出差引残額で30万6, 473円となり、簡易水道事業について地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定により公営企業会計への引継ぎ額を30万6, 473円としております。

議案第53号 令和5年度新郷村特定環境保全公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、歳入においては、予算現額で1億8, 929万円、調定額で1億5, 497万6, 275円、収入済額で1億5, 443万4, 060円となっており、収入未済額は使用料54万2, 215円となっております。

歳出においては、予算現額で1億8, 929万円、支出済額で1億5, 382万5, 202円となっております。

その結果、歳入歳出差引残額で60万8, 858円となり、下水道事業について地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定により公営企業会計への引継ぎ額を事業費繰越金と合わせて731万3, 858円としております。

議案第54号 令和5年度新郷村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、歳入においては、予算現額で2,686万7千円であり、調定額で2,626万1,431円、収入済額で2,620万5,993円となっており、収入未済額は使用料5万5,438円となっております。

歳出においては、予算現額で2,686万7千円、支出済額で2,590万1,599円となっております。

その結果、歳入歳出差引残額で30万4,394円となり、下水道事業について地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定により公営企業会計への引継ぎ額を30万4,394円としております。

議案第55号 新郷村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴うマイナンバーカードと健康保険証の一体化により、新郷村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部について所要の改正が必要となったため提案するものであります。

議案第56号 新郷村国民健康保険条例の一部を改正する条例案については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴うマイナンバーカードと健康保険証の一体化により、新郷村国民健康保険条例の一部について所要の改正が必要となったため提案するものであります。

議案第57号 青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正により、現行の被保険者証が廃止されることに伴い、青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、地方自治法第291条の3第1項の規定に基づき、議会の議決を要するため提案するものであります。

議案第58号 令和6年度新郷村一般会計補正予算（第2号）案についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,124万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億4,848万6千円といたしました。

歳入の主なる内容は、10款地方交付税で普通交付税2億8,409万4千円、14款国庫支出金で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金811万9千円、新型コロナ定期予防接種助成事業費補助金664万円、15款県支出金で青森県核燃料物質等取扱税交付金2,314万2千円、学校給食費無償化等子育て支援補助金216万4千円、学校における働き方改革推進事業費補助金240万円をそれぞれ追加し、青森県元気な地域づくり支援事業費補助金321万5千円を減額しております。

16款財産収入で森林整備センター間伐材等売払収入509万8千円を追加しております。
18款繰入金で財政調整基金5,262万4千円、いきいき新郷むらづくり基金9,599万円、減債基金4,000万円をそれぞれ減額しております。

20款諸収入でデジタル基盤改革支援補助金562万5千円を追加し、原子力施設立地振興対策事業助成金1,400万円を減額しております。

歳出の主なる内容は、2款総務費、1項総務管理費で庁舎電気設備改修等工事3,000万円、7項企画振興費で新たに非課税等となる世帯に対する物価高騰対策臨時給付金590万円、定額減税調整物価高騰対策臨時給付金1,388万円をそれぞれ追加しております。

3款民生費、1項社会福祉費で障害者福祉費等の返還金等538万9千円、2項児童福祉費で児童手当300万5千円を追加しております。

4款衛生費、1項保健衛生費でインフルエンザ等予防接種委託料700万円、新型コロナ予防接種助成金320万円をそれぞれ追加し、インフルエンザ予防接種助成金180万円を減額しております。

6款農林水産業費、1項農業費で放牧事業費ほか修繕費360万円、2項林業費で除間伐等委託料101万2千円をそれぞれ追加しております。

7款商工費、1項商工費で公園施設等整備委託料300万円を追加しております。

8款土木費、2項道路橋梁費で村道除草作業等委託料250万円、工事請負費900万円、修繕費320万円をそれぞれ追加しております。

10款教育費、2項小学校費で学校備品等240万円、3項中学校費で学校備品等278万円をそれぞれ追加しております。

11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費で農地・水路土砂排土等委託料300万円、工事請負費200万円、2項公共土木施設災害復旧事業費で道路・河川土砂排土等委託料300万円、工事請負費200万円をそれぞれ追加しております。

議案第59号 令和6年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案についてありますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ164万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,200万8千円といたしました。

議案第60号 令和6年度新郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案についてありますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ424万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,788万円といたしました。

議案第61号 令和6年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第1号）案についてでありま

すが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,027万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,860万円といたしました。

議案第62号 令和6年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）案についてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,113万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,015万7千円といたしました。

議案第63号 令和6年度新郷村簡易水道事業会計補正予算（第1号）案についてであります。収益的収入及び支出の予定額にそれぞれ116万8千円を追加し、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を4,290万6千円といたしました。

議案第64号 令和6年度新郷村下水道事業会計補正予算（第1号）案についてであります。収益的収入及び支出の予定額にそれぞれ137万5千円を追加し、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を9,706万1千円といたしました。

以上、提案いたしました議案について、その概要をご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御承認、御議決賜りますようお願い申し上げます。

なお、字句、数字等、読み違いについては、議長において訂正してくださるようお願いいたします。

◎報告について

○議長（横道一男君） 日程第4、報告第3号 令和5年度財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告については報告事項であります。内容については、提案説明の際に報告されております。ご了承願います。

以上で報告を終わります。

◎諮問について

○議長（横道一男君） 日程第5、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

暫時休憩します。

（午前10時37分）

○議長（横道一男君） 休憩を解き会議を開きます。

（午前10時38分）

○議長（横道一男君） お諮りいたします。

本件はお手元に配りました意見のとおり答申したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号はお手元に配りました意見のとおり答申することに決定いたしました。

◎議案第46号の採決

○議長（横道一男君） 日程第6、議案第46号 新郷村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております新郷村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号 新郷村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

◎決算特別委員会の設置について

○議長（横道一男君） 日程第7、決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま提案されております議案第47号から議案第54号までの令和5年度新郷村一般会計決算及び各特別会計決算を審議するため、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号から議案第54号までを審議するため、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

決算特別委員会の委員長及び副委員長の互選についての委員会を開催するため、口頭をもつ

て決算特別委員会を招集いたします。本会議終了後、直ちに会議室において決算特別委員会を開きます。ご了承願います。

◎散会の宣告

○議長（横道一男君） 以上をもって本日の議事日程は終了しました。

来る9月3日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時41分)

第 2 日 (9 月 3 日)

令和6年第3回新郷村議会定例会

令和6年9月3日（火曜日）午前10時00分開議

議事日程（第2号）

日程第 1 一般質問

才神幸男君

稲葉嘉浩君

佐藤和友君

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

出席議員（8名）

1番 佐藤和友君

2番 佐藤泰司君

3番 稲葉嘉浩君

4番 才神幸男君

5番 横道一男君

6番 村岡和俊君

7番 滝沢仁君

8番 福山恵一郎君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による者の職氏名

村 長 櫻井雅洋君

副 村 長 横田堅悦君

教 育 長 岡田稔君

総 務 課 長 横道敏克君

会 計 管 理 者 中鶴間淳子君

企 画 商 工 長 桜井真紀子君
観 光 課

農 林 課 長
兼 農 業 委 員 会
事 務 局 長 福山鋼蔵君

建 設 課 長 横沢幸治君

税 務 課 長 平葭美幸君

住 民 課 長 本間由美子君

厚 生 課 長 補 佐 保土沢京子君

診 療 所 事 務 長 工藤勝志君

教育委員会 高見憲一君
総務課 会長

職務のため出席した者の氏名

議事 局長 福山 徹君 主 査 福山拓史君
総務課主事 菅岡 優実子君

◎開議の宣告

○議長（横道一男君） おはようございます。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

本日は、厚生課長の小沢幸寛君が一身上の都合で欠席となっております。代わって厚生課課長補佐の保土沢京子君が出席となっております。

また、総務課主事、菅岡優実子君が議会事務補助として出席しております。

議長がこの2名の議会への出席を許可します。

(午前10時00分)

◎一般質問

○議長（横道一男君） 日程第1、一般質問を行います。

◇ 才 神 幸 男 君

○議長（横道一男君） 質問の通告がありますので、順次発言を許します。

4番、才神幸男君。

○4番（才神幸男君） おはようございます。

4番、才神です。

ただいま議長のお許しがありましたので、質問させていただきます。

1、コロナ感染について。

要旨、新型コロナウイルス感染症及び後遺症について。

明細、新型コロナウイルス感染症が感染症法上5類に移行し、1年半ぐらい経過し、各病院は通常の医療体制で営業しているようです。しかし、テレビ、新聞等では毎日のように各地でコロナ感染が報道されており、8月は夏休み、お盆、お祭り等で人の大きな移動もあり、感染拡大の要因となり、第11波になる可能性が十分考えられると言われております。

そこで村長にお聞きします。

新型コロナウイルス感染症が5類に移行後、村のコロナ感染状況、受入れ体制は。また、中には後遺症で苦しんでいる人もいると聞いており、それらの調査をしたのか、しないのか、実施したならその内容は。

いずれにしても、私は、村民に対し再度予防を呼びかけるべきではないかと考えますが、村長の考えを伺いたい。

なお、再質問は自席にて行います。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） おはようございます。

それでは、4番、才神議員のコロナ感染についてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から5類感染症になり、それまでの2類相当の法律に基づき行政が様々な要請、関与していく仕組みから、個人の選択を尊重し、個人の自主的な取組を基本とした対応に変わりました。

厚生労働省において、令和6年4月以降の医療機関の受診については、発熱等の症状があっても症状が軽い場合は、抗原定性検査キットを購入し、自己検査をし、自宅療養をするか、かかりつけの医療機関を受診するかは、自分の体調に応じて自分で判断すると示されております。

村民の皆様には、感染症対策の基本に立ち返り、手洗い、うがい、消毒、マスク、室内の換気をいま一度徹底していただくよう注意喚起を強化してまいります。

以上、才神議員の答弁とさせていただきますが、なお、村のコロナ感染状況と受入れ体制などについては、担当課より説明させていただきます。

○議長（横道一男君） 診療所事務長、工藤君。

○診療所事務長（工藤勝志君） 4番、才神議員のコロナ感染についてのご質問にお答えします。

村の感染状況についてですが、村全体の把握はできませんが、新郷診療所で検査した新型コロナウイルス感染症は、5類移行後、令和5年8月は19人、9月は61人と増加していましたが、11月からは減少傾向にありました。しかし、令和6年7月から再び新型コロナウイルス感染症が出始め、お盆を過ぎた頃から毎日のように発熱外来希望者と陽性者が出ており、8月は19人と増加しております。

次に、新郷診療所での受入れ体制ですが、電話予約の上、発熱外来を受診していただいております。

後遺症に関してですが、調査は実施しておりません。相談があった場合は対応する体制を整えております。

村民の皆様には、これまでどおり各個人で手洗い、マスクの着用等気をつけていただき、1月に全村民対象に無料で実施予定の新型コロナウイルスワクチンの接種を受けていただきました。

いと考えております。

以上、才神議員への答弁とさせていただきます。

○議長（横道一男君） 4番、才神幸男君。

○4番（才神幸男君） 先ほどの事務長の答弁では、後遺症等の調査はしていないということですが、私たちは今まで何回かコロナ感染症の予防接種をしてきたわけですが、3月、厚生省が実施した抗体保有率は6割を超えており、国民には最低レベルの免疫はあると話しており、その感染者の5%が1年以上たっても後遺症に悩まされているとされております。

先ほど言ったプライバシーの問題、また、病院に行って結果がどうなのか、なかなか難しい問題があると思いますが、また、高齢者の抗体保有率がさらに低く、重症化しやすく、予防対策を早めに考え、対処しなければならないと言われております。

私たちの村も引き続き予防接種を続けるべきではないかと考え、村からの重症者、後遺者を出さないように考えていかなければならないと思いますが、今後、村長はどのように考えているのか伺いたい。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） 今、才神議員が指摘したように、先ほど事務長のほうから話ありましたが、秋口のワクチン接種の計画も今進めております。できれば皆さん、後遺症がある、ないというのはその人のあれなんですけれども、村で全額補助するような形で取り組んでおりますので、できればワクチン接種の実施をしていただきたいな、そう考えております。

そして、かかった人というのは、これからほかの人に感染させないように、自分でやっぱり気をつけていかなければならないのかなど。今はコロナウイルスと、感染症と共存していかなければならない、そういうふうな時期だと思いますので、皆さんも一生懸命気をつけながら取り組んでいてもらいたいなと思っております。

以上です。

（「私は以上です」の声あり）

○議長（横道一男君） 以上で、才神幸男君の一般質問を終わります。

◇ 稲葉嘉浩君

○議長（横道一男君） 次に、稲葉嘉浩君の発言を許します。

○3番（稲葉嘉浩君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

令和6年台風10号は、8月29日8時頃には鹿児島県に上陸し、九州、四国を通過して9月1日12時には東海道沖で熱帯低気圧に変わりました。これまでの記録的な大雨により、地盤が緩んでいるところや増水している河川があり、土砂災害や洪水災害の危険度が高くなっているところもあります。この台風10号により、全国の国道や県道のほか、多くの道路で倒木被害による通行止めが発生しました。また、岩手県や宮崎県の公園では、いずれも人的被害はないものの、倒木によるフェンス破損等の被害が報告されております。

そこで、まず初めに、倒木被害に対する対応についてお聞きいたします。

8月4日午後に当村鹿田地区の第7分団屯所付近で発生した倒木被害について、以下のとおり質問いたします。

- 1、当該倒木の詳細と発生原因及び被害状況は。
- 2、その際に新郷村としてどのような対応をしたのか。
- 3、今後どのような対策を考えているのか。

お答えください。

続きまして、2点目として、川代ものづくり学校の利活用の現状と今後についてお聞きいたします。

新郷村は、「未来へ残す、未来を創る この地・この人・この文化」をスローガンに掲げ、「魅力ある産業の確立」や「安全で住みよい環境づくり」等5つの目標を掲げて施策を行っております。新郷村ふるさと活性化公社とともに、その一翼を担う川代ものづくり学校の利活用について、以下のとおり質問いたします。

- 1、川代ものづくり学校の現状は。
- 2、川代ものづくり学校にある調理場の郷のきみの会の利用状況は。
- 3、郷のきみの会との話合いが持たれたと思うが、その内容は。
- 4、食品衛生法の改正により、村民に古くから愛着のある漬物の製造が困難になっているが、川代ものづくり学校にある調理場の利用はできるのか。

以上の質問にお答えください。

なお、再質問は自席からさせていただきます。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） それでは、3番、稲葉議員の倒木被害についての対応についての質問にお答えします。

発生した箇所は、県道石無坂鹿田線第7屯所付近であります。幸いにも歩行者、住家、通行

車両といったことに対して被害はありませんでした。また、関係機関の迅速な対応により、当日中に復旧しております。

そして、今後の対策については、以前にも支障木等の質問にお答えしておりましたが、民有地での支障木については所有者に周知しながら相談に応じていくとともに、今回発生した箇所は、のり面の安全対策や災害防除の観点から県のほうに要望してまいりたいと思っております。

なお、詳細については、担当課のほうから答えさせていただきます。

次に、川代ものづくり学校の利活用についてお答えします。

詳細については担当課より答弁させますが、私から、郷のきみの会との話合いの件についてお答えします。

4月上旬に、郷のきみの会の方が来庁し、郷のきみの加工、出荷について相談を受けました。北海道旭川にトウモロコシの皮むき機を製造販売している会社があるが、作業効率が上がるので、そのような機械があればとの要望がありました。村では、ほかに同様の会社がないか、また、導入に当たり県・国の補助がないか、担当課と十分検討してから考えてまいりたいとお答えしております。その後、会社と連絡を取りながら現在に至っており、郷のきみの会からも話合いが持たれておりません。

以上です。

○議長（横道一男君） 建設課長、横沢君。

○建設課長（横沢幸治君） 3番、稲葉議員のご質問にお答えします。

当該倒木の詳細、発生原因及び被害状況についてですけれども、ご質問にあったとおり、発生場所は県道石無坂鹿田線で第7分団屯所の近くです。倒れた木については、幹の途中から折れており、枯れた状態となっております。歩行者、家屋、通行車両に被害はなく、大型車は通れませんでした。普通車は通れる状況でありました。

また、2次災害を想定し、安全確保のため迂回路を設置して、通行に支障が出ないよう県の道路管理者に対応をしてもらったところです。

新郷村の対応ですけれども、役場からの連絡後、登庁、現地確認した後、早期復旧できるよう県道の道路管理者へ連絡したほか、関係機関への連絡をするなど、情報収集に努めておりました。

今後の対策ですけれども、村長の答弁にもございましたように、今回発生した箇所は、のり面の安全対策や災害防除の観点から県へ要望してまいりたいと思っております。

以上、稲葉議員への答弁といたします。

○議長（横道一男君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（福山鋼蔵君） 3番、稲葉議員の質問のうち、3番の郷のきみの会との話合いについてお答えします。

まず、購入に当たっての県・国の補助なんですけれども、県のほうに当該事業あるかどうかという照会をしております。ただ、現在のところ、該当する事業があるという返答はいただいております。引き続き、事業がないか探してもらっている途中です。

あと、旭川の会社の皮むき機についてですが、郷のきみの会のほうから購入した場合の保守等考えた場合に、運用が難しいということで、購入に関して現在は保留しております。

村としても、同様の機械を取り扱う業者がないか探すとともに、作業効率を上げるための方法・工法について郷のきみの会と協議をしていきたいと思っております。

私のほうからは以上です。

○議長（横道一男君） 企画課長。

○企画商工観光課長（桜井真紀子君） 続いて、3番、稲葉議員の川代ものづくり学校の利活用についてお答えします。

まず、川代ものづくり学校の現状についてお答えします。

現在の川代ものづくり学校は、川代小学校が平成23年3月に閉校し、その後、川代地区振興会を中心とした地域の交流拠点となっており、環境整備は年2回から3回、校舎の窓拭きや周辺の草刈り等、地域住民の協力の下、実施しております。また、教室は、民族伝承資料室として利用、そば打ち体験、裂織クラブの活動、そのほか籠作りや布草履作りなどの体験をすることができ、厨房や食堂は川代地区振興会をはじめ各種団体が利用しております。

次に、川代ものづくり学校にある調理場の郷のきみの会の利用状況についてお答えします。

きみの収穫時期や収穫量に合わせての利用となりますので、その年により開きがありますが、昨年度は8月26日から9月30日までの使用申請が提出されており、2年前の令和4年度は、悪天候により不作のため、1回のみ使用となっております。

次に、食品衛生法の改正により、漬物の製造が川代ものづくり学校の調理場で可能かというご質問にお答えします。

漬物について、今年6月から食品衛生法の改正により全ての生産者が衛生基準を満たさないと製造販売ができなくなり、営業許可を取得する必要があります。もちろん、営業許可を取得した者が事故について責任を取るようになります。また、加工内容に応じて許可を取得する必要があると確認しております。

今後、川代ものづくり学校の調理場を利用したい方があった際は、保健所の指導を受けながら、担当課では許可申請の手助けをしたいと考えております。

以上、稲葉議員への答弁とさせていただきます。

○議長（横道一男君） 3番、稲葉君。

○3番（稲葉嘉浩君） まず、倒木被害に対する対応についてですが、おっしゃるとおり県道ですので、その担当課が対応し、NTTとかにも連絡を取って対応したというふうなことは聞いております。あと、これは、村としての対応としては、あと有線放送で、停電があるという、あと通行止めがあるということをやったというふうに聞いています。実際、放送も聞いていますけれども、そういうこともあったと思いますが、それは答弁にはなかったようではありますが、いずれにしても、村としての対応は間違っていないし、状況に応じた対応だったと思います。

そこでお聞きいたします。

新郷村全域には、ケーブルテレビのための光ケーブルが通っていると思いますが、今回の倒木による被害はなかったのか。もし光ケーブルが切断された場合、村ではどのような対応がなされるのか。また、今回と同じような倒木による被害が村道で起きた場合の対応と民有地で起きた場合の村の対応はどのようになるのか。光ケーブルが切断された場合、補修費用はどのようになるのかお答えください。

川代ものづくり学校の件ですが、7月31日、新郷村保育園の園児を対象に郷のきみを取って食べようという企画が、郷のきみの会、農業委員会、地域村おこし協力隊の清水さんが連携して開催されました。また、8月13日、二十歳を対象にした、はたちの集い記念式典が行われ、郷のきみの会の中平将義氏が記念講演で、郷のきみの生産や販売について説明がありました。

郷のきみは、昨年度は約2万1,000本余りの収穫でしたが、今年は既に8月28日現在、約1万4,500本もの収穫で、売上げも上々とのこと。このことは、生産者の努力による販売先の開拓や生産方法の改革、そして様々なイベント参加やPRのたまものだと思います。

村と郷のきみの会との話合いの中で、きみの皮むき機の話をして、今、その購入に向けて県の補助とかそういうものを探しているということなんですが、私が聞いたことによると、郷のきみの会としては、皮むき機器も必要ですけれども、どちらかといえばゆでる釜のほうが欲しいということでした。ということは、ゆで釜設置の設置工事が必要になります。

また、加工品の関連製造に力を入れてほしいという村側からの話があったということも聞いて

ておりますが、以前、三八五さんとでスープですか、そういうものも作っていたと思いますが、もしそういうことをやるとすれば、川代ものづくり学校の現状の設備では新商品の開発も製造も無理だと思いますが、どのようなお考えでおっしゃったのかお答えください。

あと、漬物の件ですが、担当課長が答弁したように、令和3年6月の改正食品衛生法の施行により、それまで要許可業務に含まなかった漬物の製造が営業許可業種の一つとして新たに設けられました。それから3年の経過措置期間が取られましたが、今年5月31日で期間を終え、期限を迎え、6月1日から営業許可を得ていない業者や個人は製造販売ができなくなりました。

新郷村ふるさと活性化公社は、今年3月、保健所の担当者を招いて説明会及び講習会を実施しています。道の駅に漬物等を出荷している12名のほか、合わせて15名の出席があったそうです。がしかし、現在、道の駅しんごうでは漬物の販売は一件もないそうです。

今年3月の保健所の説明会及び講習会の際、出席者の数名から、個人では設備するのは無理だから、村のほうで加工製造設備の整った場所を提供してくれればいいのかという声があったそうです。村長はこのことをどのように受け止めますか。

(「議長、休憩動議」の声あり)

○議長(横道一男君) じゃ、暫時休憩取ります。
(午前10時26分)

○議長(横道一男君) それでは、休憩を解き会議を再開いたします。
(午前10時30分)

○議長(横道一男君) ただいまの協議のあれは、その文言はちょっとおかしいんじゃないかというあれがありまして、これは稲葉議員のほうから訂正していただきます。

稲葉議員。

○3番(稲葉嘉浩君) 先ほど新郷村全域にケーブルテレビのための光ケーブルが通っていると言いましたが、ケーブルテレビ自体は新郷村はありませんので、その部分を削って、新郷村全域には光ケーブルが通っているということで訂正をお願いします。

○議長(横道一男君) 村長。

○村長(櫻井雅洋君) それでは、稲葉議員の再質問にお答えしますが、NTTの線にはうちのほうで光が入っています。その光の分は村の財産ですので、切れた場合は村が負担しなけれ

ばならないと。これはあくまでもNTTとまた協議しなければならないと思いますが、そういうふうな取組の中で進めているところでございます。ですから、倒木によって光ケーブルが切断された場合は、村が負担しなければならないというふうな形で捉えております。

それから、加工品、話合いのとき、郷のきみのほうから、確かにA品についてはトウモロコシだけで販売したいと。じゃ、C品とかB品とかという、そのものはどうしていますかという話をしたんです。そうしたら、加工しなければならない、真空パックにしなければならないというふうな話はされておりましたけれども、じゃ、それを、今、三八五フーズさんのほうでそれを加工するような取決めもしているんで、そちらのほうに回したらどうですかという話をしましたけれども、それに対してはやっぱりきみの会のほうでは検討したいなという話でございました。

それから、加工場の整備については、今、稲葉議員から初めて聞いた話なんで、担当課も公社からもそのような話は受けておりません。これからもしそういうのがあれば、また検討していかなければならないし、また協議しなければならないのかなと思っております。

以上です。

○議長（横道一男君） 3番、稲葉君。

○3番（稲葉嘉浩君） 私は、前回の6月議会において、危険木への対応について質問させていただいたばかりです。

今回発生した鹿田地区第7分団屯所付近の倒木は、事前に危険木としての把握あるいは予測はできなかったのでしょうか。私が数日前に現地を確認したところ、近くにある木もいつ倒木するか分からないような状態ですし、道路の数箇所に古くなった木の枝が落ちていて、車に踏まれた枝が散乱していました。村長は毎日通勤に使っている道路だと思っておりますが、危険だとは思わなかったのでしょうか。

今回、大きな人的被害はないのが幸いでしたが、実際は8月4日の暑い日に停電になったことにより、エアコンが使えないため熱中症の危険性が高まったり、パソコンや電気機器の電源が一時的に落ちたことによる被害も考えられます。倒木によって光ケーブルが切れた場合、今の場合は県道ですので、村のほうで負担しなければならないのかなとは私も思いますけれども、これが民有地の場合、光ケーブルが切断された場合、使用者である個人がその補修費用を負担することになるのではないかと、やはりそれは早めに対策をしていかないといろんな負担がかかってくるんじゃないかなと思います。

危険木対策として、6月議会で答弁にありました引き続き職員による巡視、建設業者や郵便

局配達員の情報提供はもちろんですが、今、今回の場合は県道ですので、県のほうにもそういう要望をしていると、のり面の安全対策を検討しているということだったんですが、いずれにしても、今後、村民の安心・安全のために今以上に危機感を持って危険木に対する見直しや対策の強化が必要と思いますが、村長はどう思われますか。

また、川代ものづくり学校の利活用ですが、漬物製造の営業許可を得るには、H A C C Pに沿った衛生管理に適合する設備が必要です。例えば、加工施設と住宅の分離、素材を洗浄するための専用シンクの導入、手指洗浄用のレバー式または自動式開栓の水道、原材料や漬物だるなどの保管場所の間切りを設けて区分するなど、様々な規定に沿った環境を整えなくてはならない。設備投資に多額の金額が必要になり、これがハードルとなって営業許可取得を諦めてしまうケースもほとんどです。

私は、新郷村特産の郷のきみと新郷村の伝統的な漬物文化を守るため、両方の問題を解決する方法として、村が川代ものづくり学校の調理場を改修して、両者にきちんとした製造、加工できる環境を提供するのが最善と考えますが、村長はどう思われますか。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） 今指摘されたとおり、確かに必要だと思っております。がしかし、それ整備して、じゃ業者が入ってくるのか。入ってくる可能性があるのであれば、業者と協議しながら、できるだけのことを整備するのであれば整備していきたいというふうに考えております。

漬物文化というのは、村だけでなく、どこの地域でも行われているものなので、ですから保健所のほうで許可得られるような、そういうことも考えながら進めなければならないのかなと思っております。また、先ほど言いましたように、要望があれば協議していきたいと。ですから、その辺を柔軟に考えていかなければならないのかなと思っております。

それから、倒木の関係については、村の分については村で全部やりますけれども、例えば民有地の木が倒れたからって民有地の人に撤去してくださいとは言えないです。全て道路の管理者が撤去していかなければならない。その中で例えば民有地に張り巡らされている電線が切れた場合は、やっぱり業者と協議しながら、経費をどうするかということを協議していかなければならないと思いますし、また、先ほど言いましたように、光ケーブルの場合は村の財産ですので、どこが切れても村が負担していかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（横道一男君） 以上で、稲葉嘉浩君の一般質問を終わります。

◇ 佐藤和友君

○議長（横道一男君） 次に、佐藤和友君の発言を許します。

1番、佐藤和友君。

○1番（佐藤和友君） おはようございます。

1番、佐藤です。

議長の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

その前に、今回、村民の皆様のご支援をいただき、議員として当選させていただきました。今後におきましては、村民のため全力を尽くす所存でございますので、よろしく願いいたします。また、新人ですので、初めての質問です。不慣れですので、多少お聞き苦しいところもあるかと思いますが、その際にご指摘いただければと思います。

それでは、質問に入ります。

件名、新郷村の高齢化対策について。

要旨、新郷村の住民の高齢化の現状と対策は。

要旨明細、現在の新郷村は、高齢化率（65歳以上）約50%となっており、急速に高齢化世帯増、単身高齢世帯化が進んでいる状態です。それに伴い、今後、多種多様な問題が起こってくる事が予想され、効果的な対策や改善を講じていかなければ、安心して住める村の存続はできないと考えます。

そこで、現在の住民の状況と村で行っている対策について、以下のとおり質問いたします。

1、新郷村の高齢化世帯、単身高齢世帯の人数は。

2、高齢化世帯、単身高齢化世帯においての問題や事故は発生しているのか。また、当事者からの要望や意見はあるか。

3、独り世帯で亡くなられた方の発生状況は。数字、発見された状態とその後の手続や連絡はどうだったか。

4、現在、高齢者世帯、単身高齢者世帯に対して村ではどのような対策をしているか。また、検証の結果はどうなっているか。地域見守り隊やその他。

5、これから新規で予定している対策（国・県共同含む）はあるか。

以上の質問にお答えください。

なお、再質問は自席からさせていただきます。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） それでは、1番、佐藤議員の新郷村の高齢化対策についてお答えいたします。

村の高齢化率が年々上昇しているのは私も承知しており、重要な課題と認識しております。その対策として、これからの新郷村を担う若者世代の増加はもとより、健康寿命を延伸させ、高齢者の方が元気で活躍し、お互いに助け合っていく体制づくりも必要と考えております。

この高齢化問題は、青森県全体の課題でもあり、県町村会においても県全体の仕組みづくりに向け検討しているところです。

村における新たな取組を開始する予定は今のところありませんが、皆さんの声を各方面から聞き、必要な支援の手を差し伸べられるよう体制を整えていきますので、要望など聞かれた際にはお知らせくださるようお願いいたします。

実際の数値などについては、担当課のほうで答弁させていただきます。

○議長（横道一男君） 厚生課課長補佐、保土沢京子君。

○厚生課長補佐（保土沢京子君） 1番、佐藤和友議員の新郷村の高齢化対策についてお答えいたします。

1点目の高齢者世帯、高齢単身世帯についてですが、令和6年2月末現在、高齢者世帯は122世帯、高齢単身世帯は139世帯となっております。

2点目の高齢者世帯の問題などについては、高齢者の運転が難しくなってきた事例や、食事の準備が面倒で大変になってきた、また、除雪が大変になってきたなどのご意見が届いております。それに対しては既存のサービスを紹介するなどして対応しております。

3点目の単身世帯の孤独死については、過去5年間で5件発生しました。いずれも近隣の方や親族が見守りを行っており、電気がつかない、郵便物がたまっているなどして発見に至っております。その後の対応については、いずれも親族の方と連絡が取れ、対応をしていただきました。

4点目の村の対策については、1つは、見守り事業として、民生委員、ほのぼの交流協力員、地域見守り隊、介護相談協力員による見守りを行っております。令和5年度において情報提供があったのは2件です。今年度も1件情報提供がありました。いただいた情報には適切に対応し、いずれも解決に至っております。

2つ目は、社会福祉協議会で行っている配食サービス、冬季の除雪支援を行っております。検証については、社会福祉協議会の実績について毎年度評価をしております。

3つ目は、災害があったときに優先的に声かけをして避難に結びつけるための避難行動要支

援者台帳の整備を行い、関係機関との情報共有を行っております。内容は、半年ごとに新たな内容を提供しております。また、民間の団体として、デーリー東北のまごころサポート、有償ボランティア新郷や移動販売のとくし丸、J Aの移動販売、配食サービスである宅配クック123などを必要な方にはそれぞれの情報を紹介しております。

5点目の新規事業については、今のところ村で新たに立ち上げる予定はございません。皆様から要望が寄せられたら、それについて検討してまいります。

以上、お答えします。

○議長（横道一男君） 1番、佐藤和友君。

○1番（佐藤和友君） 7月現在の村の人口は2,087人ですね。今、デーリー東北の8月29日号の記事においては、全国で今年1月から6月で自宅で死亡した独り暮らしの人は約3万7,227人、そのうち65歳以上が76.1%を占めたことが警察署のまとめで分かったとあります。同時期に警察が取り扱った遺体は10万2,965体、そのうち全体の4分の1以上が独居の高齢者という実態だった。青森県警が取り扱った遺体は1,203体で、そのうち自宅で死亡した独り暮らしの人は422人、そのうち65歳以上は330人で27.4%で、やはり4分の1以上となっております。これ数字ですけれども、この集計は何と今年から開始されたということだそうです。政府が対策の議論に活用するそうです。

私、この記事見まして、今まで全体の把握ができていなかったということと、あと政府が実質的に議論していなかったということになるので、驚く面もあります。

県で見ると、これは高齢化率ですね、今別が57%、外ヶ浜51.42、深浦51.07で、その次が新郷村で50.42、近いところでは田子町で44.89%とあるので、県平均が34.38%なので、これ国や県からの対策等を待ってられる状況ではないと考えます。

高齢化対策については、防災、防犯、医療、健康、介護、事故防止などあらゆる方面にまたがる、また、人手には限界があり、センサーやWi-Fiなどのデジタル技術を用いた手法の導入も考えねばなりません。自治体だけでなく、住民や民間企業との問題共有、協力関係も必要であるし、現在、横のつながりができるような組織や窓口があるか、なければ必要と考えますが、村長のお考えを伺います。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） 佐藤議員が指摘したとおり、縦割りではなくて、やはり横の連携というのも必要になるのかなと思っております。その窓口として、やはり担当課である厚生課が一つの窓口になっていかなければならないなど。厚生課のほうで高齢者に対する事業等々いろいろ

やっておりますので、その辺を見ながら進めていかなければならないのかなというふうに考えております。

そして、単なる高齢化率を下げるためとなれば、やっぱり若い人が増えれば高齢化率は下がっていくんですよ。がしかし、そういうことも並大抵の解決策には至らないような状況ですので、やはり私たちが住んでいるところは、高齢者がいつまでも元気で暮らせるような、そういう取組をしていかなければならないなというふうに考えております。

以上です。

○議長（横道一男君） 1 番。

○1 番（佐藤和友君） まずは、村と村民で現在の数字と事象をしっかりと共有し、意見や要望を吸い上げて対策していく。また、現在行っているものはしっかりと効果を検証して、報告を受けた村長の指導の下に改善していくことが大事だと考えますが、村長の考えを伺います。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） 全くそのとおりでと思います。

ですから、皆さんもいろいろ聞いているお話等々、また相談等受けたら、それを随時行政のほうにも反映していただければなと思っております。私たちは私たちでも一生懸命やるんですが、なかなか担当課だけに任せきりになっているような嫌いもありますけれども、その辺をお願いしたいなと思っております。

そして、余談ではございますが、10月に地域座談会もやろうかなと思って今計画しておりますので、その場でもやはり高齢者の人たちも来て意見を述べていただければいいのかなと思っております。

以上です。

○議長（横道一男君） 以上で、佐藤和友君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（横道一男君） これで本日の議事日程は終了しました。

来る5日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時52分)

第 3 日 (9 月 5 日)

令和6年第3回新郷村議会定例会

令和6年9月5日（木曜日）午前10時00分開議

議事日程（第3号）

- 日程第 1 議案第47号から議案第54号まで（決算特別委員長報告）
- 日程第 2 議案第55号 新郷村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案
について
- 日程第 3 議案第56号 新郷村国民健康保険条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 4 議案第57号 青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第 5 議案第58号 令和6年度新郷村一般会計補正予算（第2号）案について
- 日程第 6 議案第59号 令和6年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案に
ついて
- 日程第 7 議案第60号 令和6年度新郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案
について
- 日程第 8 議案第61号 令和6年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第1号）案につい
て
- 日程第 9 議案第62号 令和6年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）
案について
- 日程第10 議案第63号 令和6年度新郷村簡易水道事業会計補正予算（第1号）案につい
て
- 日程第11 議案第64号 令和6年度新郷村下水道事業会計補正予算（第1号）案について
- 日程第12 選挙管理委員及び同補充員の選挙
- 日程第13 委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

出席議員（8名）

1番 佐藤和友君 2番 佐藤泰司君

3番 稲葉嘉浩君

4番 才神幸男君

5番 横道一男君

6番 村岡和俊君

7番 滝沢仁君

8番 福山恵一郎君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による者の職氏名

村長	櫻井雅洋君	副村長	横田堅悦君
教育長	岡田稔君	総務課長	横道敏克君
会計管理者	中鶴間淳子君	企画商工課長	桜井真紀子君
農林課長 兼農業委員会事務局長	福山鋼蔵君	建設課長	横沢幸治君
税務課長	平葭美幸君	住民課長	本間由美子君
厚生課長	小沢幸寛君	診療所事務長	工藤勝志君
教育委員会 総務課長	高見憲一君	代表監査委員	井上隆美君

職務のため出席した者の氏名

議事 事務局 会長	福山徹君	主査	福山拓史君
-----------------	------	----	-------

◎開議の宣告

○議長（横道一男君） おはようございます。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

（午前10時00分）

◎議案第47号から議案第54号までの委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第1、議案第47号から議案第54号までの8件を一括議題といたします。

決算特別委員長の報告を求めます。

委員長、才神幸男君。

○決算特別委員長（才神幸男君） おはようございます。

ご報告いたします。

この決算特別委員会は全員をもって構成されていますので、審査内容についてはご承知のとおりであります。

令和5年度新郷村一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算は、お手元に配付のとおりそれぞれ認定すべきものと決定しました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（横道一男君） ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第47号から議案第54号までの8件に対する委員長報告は、いずれも認定すべきもの

であります。

委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号から議案第54号までの8件は委員長報告のとおり認定すべきものと決定しました。

◎議案第55号の質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第2、議案第55号 新郷村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第55号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第3、議案第56号 新郷村国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第56号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第4、議案第57号 青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第57号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第5、議案第58号 令和6年度新郷村一般会計補正予算（第2号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、滝沢仁君。

○7番（滝沢 仁君） 8款土木費について質問いたします。

昨日の決算特別委員会で質問したところ、2項1目14節のこの道路維持費の工事請負費900万になるものかと思いますが、工事する場所と、いつ完成するのかをお知らせください。

○議長（横道一男君） 建設課長、横沢幸治君。

○建設課長（横沢幸治君） 滝沢議員のご質問にお答えします。

8款2項1目の14工事請負費ですけれども、工事場所としては西越・松屋敷線の側溝敷設工事、同じく西越・松屋敷線の側溝敷設工事、谷地口・崩線の側溝敷設工事、同じく谷地口・崩線側溝敷設工事、長崎・水沢線側溝敷設替え工事、荒巻集落道側溝敷設替え工事の6か所を予定しております。

工期ですけれども、まず、できる限り12月までと予定はしておりますが、業者等の都合もございまして、3月まで完了したいと思っております。

以上です。

○議長（横道一男君） 7番。

○7番（滝沢 仁君） 工期について、12月までにはという答弁がありましたが、工期の日程は3月末までで出すということでもいいのでしょうか。あと、なぜここまで遅れてきたのか、説明をお願いいたします。

○議長（横道一男君） 建設課長、横沢幸治君。

○建設課長（横沢幸治君） 滝沢議員の質問にお答えします。

業者さん等の都合、できる限りまず早くといいますか、まず工期は、まず3月まで取る予定ではおりますけれども、業者さんのほうにはなるべく早くでかすよう、指示をしていきたいと思っております。

また、遅くなった理由ですけれども、災害等の発生等もございまして、調査等に時間がかかったことがありましたので、対応が遅くなり申し訳ございませんでした。

○議長（横道一男君） 7番。

○7番（滝沢 仁君） 3年も災害が続いたわけではありません。また、これ補正予算さ上げるんじゃないかと、前から分かっていたんだったら当初予算さ上げてこねばねものだと私は思っております。もっと、この住民の道路等の苦情等、もっと真摯に受け止めて、しっかり対応してもらいたいという意見を付して、質問を終わります。

○議長（横道一男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第58号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第6、議案第59号 令和6年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第59号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎議案第60号の質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第7、議案第60号 令和6年度新郷村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第60号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第8、議案第61号 令和6年度新郷村介護保険特別会計補正予算(第1号)案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第61号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第9、議案第62号 令和6年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号)案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第62号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎議案第63号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第10、議案第63号 令和6年度新郷村簡易水道事業会計補正予算（第1号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第63号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎議案第64号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第11、議案第64号 令和6年度新郷村下水道事業会計補正予算（第1号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第64号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎選挙管理委員及び同補充員の選挙

○議長(横道一男君) 日程第12、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

まず、選挙管理委員の選挙を行います。この選挙は、4人を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

ここで暫時休憩を取ります。

(午前10時18分)

○議長(横道一男君) 休憩を解きます。

(午前10時19分)

○議長(横道一男君) 先ほど、選挙管理委員は議長が指名することに決定しましたので、選挙管理委員に田嶋均君、橋端芳美君、横田智昭君、佐々木高男君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました田嶋均君、橋端芳美君、横田智昭君、佐々木高男君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました田嶋均君、橋端芳美君、横田智昭君、佐々木高男君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員の選挙を行います。この選挙は、4人を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

ここで暫時休憩を取ります。

(午前10時21分)

○議長(横道一男君) 休憩を解きます。

(午前10時22分)

○議長(横道一男君) 先ほど、選挙管理委員補充員は議長が指名することに決定しましたので、選挙管理委員補充員に第1順位、袴田喜昭君、第2順位、小笠原克則君、第3順位、青山春人君、第4順位、下村努君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました第1順位、袴田喜昭君、第2順位、小笠原克則君、第3順位、青山春人君、第4順位、下村努君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました第1順位、袴田喜昭君、第2順位、小笠原克則君、第3順位、青山春人君、第4順位、下村努君、以上の方が選挙管理委員補充員の当選人と決定されました。

◎委員会の閉会中の継続調査について

○議長(横道一男君) 日程第13、委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務常任委員長から、総務、厚生、財政、教育及びこれらに関する事項の調査、産業建設常任委員長から、農林、商工、公有林野、土木建築及びこれらに関する事項の調査、議会運営委員長から、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項の調査について、それぞれ閉会中の継続調査の申出があります。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本定例会に付議された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を終了いたします。

(午前10時25分)

◎村長挨拶

○議長(横道一男君) 村長よりご挨拶があります。

村長。

○村長(櫻井雅洋君) 議長のお許しを得ましたので、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

8月29日から始まった本定例会にご提案申し上げました全ての議案、原案どおりご承認、可決、特に人事案件については満場一致で同意いただき、誠にありがとうございました。

本定例会は、一般会計、そして特別会計の決算認定に関する議案が主なものでありましたが、

一般会計の財政状況も報告案件で示したとおり、財政力指数が小さいものの実質公債費比率が年々改善され財政健全化に適合しております。

令和5年度決算で、財政調整基金6億6,100万、減債基金4億200万円、いきいき新郷むらづくり基金9億7,200万円で、一般会計の基金合計で22億円となり、前年度比12.91%積み上げております。この要因はコロナ関連の交付金、物価高騰特別交付金の充当で、一般財源の縮減、歳出節減の結果であると思っております。

財政運営は良好であると判断しておりますが、有事の際の歳出や公共施設の老朽化、世界情勢の影響による経済の不安定等々を考えると、まだまだ安心できる財政ではないと思っております。

今後は、新郷村総合計画を基本に、限られた予算で最大の効果を挙げられるよう、微力ながら職員共々頑張りたいと思っております。

会期中、議員の皆様から寄せられたご意見、ご要望等については、十分精査、検討しながら村政に反映されるよう努めてまいりたいと考えております。

そして、ご承認されました議案内容については、適正かつ円滑に運用し、対処してまいります。

残暑が厳しく、これから農作物の収穫期やニンニクの植付け等々を迎え、作業等が大変だと思いますが、コロナ感染も増加傾向になっております。

議員皆様には、暑さ対策やコロナ対策を意識しながら健康に十分留意され、村発展にさらなるご尽力、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、お礼の挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（横道一男君） 令和6年第3回新郷村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時28分）

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

議案番号	件名	審査の結果
議案第47号	令和5年度新郷村一般会計歳入歳出決算の認定について	認定すべきもの
議案第48号	令和5年度新郷村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
議案第49号	令和5年度新郷村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
議案第50号	令和5年度新郷村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
議案第51号	令和5年度新郷村国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
議案第52号	令和5年度新郷村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
議案第53号	令和5年度新郷村特定環境保全公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
議案第54号	令和5年度新郷村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃

令和6年9月5日

決算特別委員長 才神 幸男

新郷村議会議長 横道 一男 殿

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年12月11日

議 長 横道 一男

署 名 議 員 滝沢 仁

署 名 議 員 佐藤 和友